

まえがきの〔備考〕

『当用漢字字体表』の「まえがき」には、次の2か条の〔備考〕がある。〔備考〕の第一条は次のとおりである。

- 1 この表は、当用漢字表の配列に従い、字体は、活字字体のもとになる形で示した。

この1条では、文字の配列と、字体の示し方とが示されている。この表の漢字の字体は、『康熙字典』の字体とは変わった形のものが多くなっている。ことに、大きく変わったものは、『康熙字典』のもとの部の中に収める手がかりが、形の上から失われてしまったようなものがある。たとえば田の部の「當」が「当」となり、骨の部の「體」が「体」となった。もし字典の配列という点からすれば、部首の整理を行なって、形の上で無理のない分類を考へることが必要である。実際、後に、日本活字工業会や新聞協会では、当用漢字の活字ケースを合理化するために、部首整理をそれぞれにくふうすることになったが、字体表そのものとしては、部の所属の変更というよりも、一字一字の字体そのものが問題の中心であり、かつ、新しい字体の一つ一つが、当用漢字表の1850字のそれぞれに該当するものであることを、端的に示すことができるものとして、当用漢字表の配列順が踏襲されたのである。すなわち、当用漢字表の上にこの字体表をおきかえれば、そのまま一字一字の許された用法が、新字体に与えられるものと考えられたのである。

次に、字体の示し方として、活字字体のもとになる形とは、一定の方針による、点画への肉づけや点画の間の比率の変化などによって、明朝体、宋朝体、ゴシック体などの活字各書体の実現するような、それ自体正方形の中に、太さに変化のない線で示した形をさす。明朝体で示したほうが、活字としては実用的であったかも知れないが、字体としての標準を示す（後に改めて述べる）よりも、活字^{デザイン}設計について、あまり具体的な問題をひきおこしやすいことをおそれるところがあった。また、以前の字体整理案のごとく筆写体で

示すべきであったという意見ももっともであるが、元来、活字字体の整理から出発したものであり、むしろ活字字体を筆写字体に近づける方向であったから、活字での形を示せば足りると考えられたのである。（これらの点については、さらに〔使用上の注意事項〕に述べられる。）

〔備考〕の第二条は次のとおりである。

- 2 この表の字体には、(一)活字に從來用いられた形をそのまま用いたもの、(二)活字として從來二種以上の形のあった中から一を採ったもの、(三)從來活字としては普通に用いられていなかったものがある。この表では、(三)のうち著しく異なったものには、從來の普通の形を下に注した。

国語審議会の総会で可決されたときの原案では、(二)の漢字には・印、(三)の漢字には*印がつけてあったが、内閣から告示された表では、これらの印が省かれた。原案は活字字体を中心におき、活字の從來の形との比較が考えられたのであるが、從來あった形というのが、活字としてはなほだ不安定なもののように思われたところから、新旧対照の法をとらず、単に標準形を掲げることになったのである。しかし、実際上は、どれが(一)であり、どれが(二)であるのか、明示されなかったために、思いがけないような点で新しい活字が生まれることにもなった。むしろ活字にこだわらずに、從來の字体整理案のように、字典体と対照させておいたほうがよかったかと思われる。ただ、この第二条にそえて、(二)の例、(三)の例がいくらかあがっている。それは、次のとおりであるが、今これに多少の例と注記を加えておくことにする。

(二)の例

効効 叙敘 姉姉 略畧 島嶋

冊冊 商商 編編 船船 満満

最初の「効叙姉」3組は、右の部分が違っている。これらの異体の間から、最も普通で、簡易な1体をとったのである。当用漢字表での131字の簡易字体の中にも、もっと著しい例として、

岳(嶽) 窃(竊) 猷(獻) 塩(鹽) 痴(癡)

などがある。さらにこの種の類例を加えると、必ずしも字画の簡易なほうが採られたものばかりではないが、次のようなものがあげられる。

凡（几） 殺（殺） 汚（汙） 回（回） 恒（恆） 亡（亡）
 恥（耻） 隸（隸） 衰（衰） 簡（簡） 糾（糾） 強（強 彊）
 鼓（鼓） 秘（祕） 刃（刃） 劍（劍 劔） 怪（恠） 象（象）
 勅（敕） 憇（憇） 婿（婿 聿） 戲（戲） 窓（窓） 携（攜 携）
 妊（妊） 嘆（歎） 詠（咏） 翻（翻） 鷄（雞） 杯（盃）
 馱（馱） 却（卻） 罰（罰） 韻（韻） 沈（沉） 煙（烟）
 糧（糧） 法（法） 紙（紙） 雜（雜） 梅（梅） 秋（穉）
 和（和） 村（村） 棄（弃） 野（埜） 創（創） 逸（佚）
 從（从） 事（事）

これらの中には、その一方を採用した上で、多少点画に変更を加えたものも含まれている。また、一般普通には全く別の字と考えられているようなもの、活字としてあまり普通には見かけなかったようなものもはいつている。このほかにも、活字と限らずに歴史的に異体字を持ったものを求めれば、地名や人名の漢字として、なお多くをあげることができるであろう。

「笑咲」「着著」などは、もともと同字であったものであるが、今日では意味上ほぼ分担ができています。これは当用漢字の中で別字として互に独立している。「個箇」もほぼこの例であるが、これは、当用漢字補正案では「箇」のほうが棄てられることになっている。

「略」は部分の組み合わせ方について異体のあったもの、

峰（峯） 棋（碁） 群（羣） 概（槩） 胸（膺） 感（感）
 惑（惑） 裏（裡） 隣（鄰） 和（和）

などを同種の例として加えることができる。

「島」は前の二類に準じて考えられる。

「冊」以下の例は、点画の小部分に差異の認められる異体の中から1体をとることになったものである。そのうち「商」は、「一」の統一に従ったも

の、これは「言」およびこれを部分に持つもの以外の「一」のすべてに通ずる。この統一が「言」等に及ばなかったのは、それらが比較的多数であって、また「一」の部分について異体がなかったからである。筆写の上では、第1画に許容が認められている（〔使用上の注意事項〕(二)）。

「編」は「戸」の統一に従ったもの。「戸」およびこれを部分に持つものは、すべて第1画が「一」の形をとることになったのであるが、「編」も例外でない。「船」について「八」の形のほうをとることは、「沿鉛」についても同様である。「満」は、「艹」の下に「兩」の字を分析しうる形のほうをとったのである。

なお、「再構講購」には、より字源に近い「再構」等の異体、「殺」には、同様「殺」の異体があるが、普通に活字にも見られるものとして上の形が採用された。これらも、この(二)の類にはいるものである。

(三)の例

(1) 点画の方向の変った例

半半 兼兼 妥妥 羽羽

「半」のごとく、「ハ」が「ソ」になったものは、「判伴畔」のほか、「券」「勝騰騰」「巻圈」「幣弊」「肖削消硝鎖」「平坪評」など、「兼」のごとく「八」が「ソ」になったものは、「謙廉」のほか、「尊猶」「悦説鋭税脱閱」「僧憎贈増層」「咲朕送（新たに関）」など、「妥」のごとく「ハ」が「ツ」になったものは、「彩採菜」「鷄」「受授」「暖援緩」「浮乳」「爵」など（「愛瞬」などはもともと活字で「ツ」、また新たに「揺謡」「穩隱」「稻」「將獎」なども「ツ」）、「羽」の例は「翌習翼翁扇弱」など（これを「躍躍」に及ばさなかったことに非難があるが、この2字について別体として書道の慣用をとったのは、字画の細かい部分であり、また「翼」のごとくには羽の意味があらわでないからである）。

なお、「率」の両側の4点を「×」に変えたのも、「兆楽」等に合わせたものであるが、またこの類の例である。「冬終寒」の「ソ」は「尽」ととも

に「ミ」とした。「戸肩編」等の「戸」の第1画は、あるものについては異体中から一つを選んだことになるが、形としては、方向に関する例である。

(2) 画の長さの変った例

告告 契契 急急

「告」は、元来「牛」であったものを「先」の上部分と同じ形にした。すなわち、たて画の末を切ったもので、「酷造」も同じである。似た例として、「周調彫週」の「丰」を「土」にした。「契」はもと「𠂔」であったのを、「青」や「麦」の上部分のようにした。「喫潔」も同様、また「害割轄憲」もこれに準ずる。「丰」を残したのは、「峰縫」および「邦」「寿」だけである。

戦前の文部省の教科書体活字について見ると、「書」は「聿」のようにたて画が下まで貫いており、「童」「量」などは、「里」のたて画が頭を出し(「量」では「一」の上まで)、「毒」の第7画は尾を下に出している。これらの教科書体からすれば、新字体は長短の変更の例になるであろうが、普通の明朝活字としては、従来も新字体の形であった。

「急」のように、もと「𠂔」であったものが「ヨ」の形になったのは、ほかに「浸侵寢」「婦掃婦」「尋」「急穩隱」「雪」、それに新たに「当」である。(「倉創」はもともと「ヨ」の形である。)しかし、「事」「妻」「君群郡」「争浄静」「唐糖」「肅」「逮隸康」「書」「建健津律筆」「兼謙廉」など、たて画がこれを貫いている形では、もとのままに中のよこ画を右へ出すことになった。それは、書写の伝統と活字としての構成との妥協点であった。

「再」「構」などには、「𠂔」「構」などの異体があった。これらについての統一も、長さに関するものである。

(3) 同じ系統の字で、又は類似の形で、小異の統一された例

扌 招 拜 招 全 今 全 今 拔 友 拔 友

月 期 朝 青 胃 月 期 朝 青 胃 起 記 起 記

「扌」はもと手部に属して、しかも左部分で特異であったのを、「招」そ

の他の左部分と同じ形に統一した。(右の示し方で、「招」は新旧ともに変化がないのに2度掲げられているが、これは、「扌」と「招」とを対せしめて、その左部分について、新体では同形、旧体では別形であることを示したのである。以下の4組の例も同じ。)

「全」はもと入部に属していたのを、「今」その他、人部の「令企」などの上部分のようにした。ほかに、「愉諭輸」も同様である。なお「入」については、「入」「込」だけが原形を残し、「内丙」も「人」の形になった。

「抜」の右部分は、「髮」の下部分とともに、もと「友」で、音を示す部分であるが、当用漢字の範囲では「友」とともに類字が少なく、音標としての役目は重くないものと認められる。

「月」以下の5字については、「月」と「期」とはもともと「朗」とともに月部である。「月」は『康熙字典』では「月」のように中の2画を右側のたて画には付けない。「明盟塑望」もまた同じである。しかるに「朝潮」は「月」のように中を2点にしている。これは「朕服」と同様、本来舟の形であるのを、字典で、部属は月部に併合しながら、形は字源を保存したのである。「舟」から出た「月」の例は、なお「勝騰騰」がある。「青」はもと「円」の形で、「静清請晴」すべて同じく、かつて一度は国定教科書でも「月」になっていたことがある。「胃」の下部分は「肉」であって、他の肉部に属するもの、およびそれに関係のあるものは、従来すべて「月」のように、中の2画が両側のたて画に接していた。これらの、字源から見て4種類になる形は、實際上、形がよく似ており、しかも微細な点が識別に重要な役割を果たしているものとも認められない。そこで、筆勢によって正誤に問題の生ずるようなことがないように、「月」の形に統一された。

なお、かような異字源の統合についての古い例を付記しておく、いわゆる「おおざと」「こざと」の二つである。字典ではこの二つをなお2部に分けてはいるが、その間の差は単に、右部分に用いられるか、左部分に用いられるかという、位置によってである。それだけの形としては、全く違いがな